

監 査 年 報

(令和6年度)

令和8年3月

香川県監査委員事務局

はじめに

監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき地方公共団体に置かれる執行機関です。

その職務は主として、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することであり、その際、事務の執行等について、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかに、特に、意を用いることとされています。

本県の監査委員は 4 名で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から選任される委員 2 名と議会から選任される委員 2 名で構成されています。また、監査委員の事務を補助する組織として、監査委員事務局が設けられています。

本県においても、監査委員が地方自治法の規定に基づき定期監査、財政援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査、決算審査、財政健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査等を行っています。

この度、令和 6 年度対象の監査の状況を取りまとめました。本県の監査の現状を理解する一助として、参考にして頂ければ幸いです。

令和 8 年 3 月

香川県監査委員事務局

目 次

業務執行状況（令和6年9月～令和7年8月）	1
I 定期監査	3
II 財政援助団体等の監査	17
III 住民監査請求に基づく監査	19
IV 包括外部監査	28

監査業務執行状況の概要（令和6年9月～令和7年8月）

地方自治法の規定に基づき定期監査、財政援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査及び決算審査等を次のとおり実施した。

1 定期監査については、

「業務委託に係る適正な事務（委託内容、契約事務、履行確認）」

「補助事業・業務委託における前金払・概算払（妥当性、事業完了後の履行確認）」

「収入事務の適正な執行と債権管理」

「実効性のある内部統制の運用」

の4項目を重点項目として定めるとともに、法規性のほか経済性・効率性・有効性の観点にも留意し、令和6年11月から令和7年8月までの間に、令和6年度を対象に次の220所属について順次実施した。

部 局 名	実 施 箇 所 数			部 局 名	実 施 箇 所 数			
	本 庁	出先機関	計		本 庁	出先機関	計	
政 策 部	11	5	16	土 木 部	9	5	14	
総 務 部	11	2	13	出 納 局	1	0	1	
危 機 管 理 総 局	2	1	3	各 種 委 員 会 ・ 議 会	7	0	7	
環 境 森 林 部	5	4	9	教 育 委 員 会	9	46	55	
健 康 福 祉 部	9	11	20	公 安 委 員 会	32	12	44	
商 工 労 働 部	4	4	8	公 営 企 業	病 院	1	3	4
交 流 推 進 部	5	1	6		下 水 道	－（土木部に含む）		－
農 政 水 産 部	7	13	20	計	113	107	220	

監査の結果、指摘事項が2件、指導注意事項が42件、検討指示事項が4件認められ、部局ごとに講評を行うとともに、是正改善すべき事項等が見受けられた部局については、改善等の措置状況について報告を求めた。

監査の結果については、知事、議会議長及び関係委員会等に報告するとともに、これを公表した。また、その後、関係部局から通知を受けた措置状況についても、順次これを公表した。

2 財政援助団体等の監査については、令和6年9月から令和6年12月までの間に、令和5年度を対象に出資団体、補助団体等について実施した。

出資団体については（公財）置県百年記念香川県文化芸術振興財団など12団体、補助団体については（公財）かがわ産業支援財団など4団体、公の施設の指定管理者については（社福）香川県社会福祉事業団など6団体の延べ24団体（実団体16団体）について監査を行った。

監査の結果、指導注意事項が1団体1件認められ、各団体に対して講評を行うとともに、是正改善すべき事項等が見受けられた団体については改善等の措置状況について報告を求めた。

監査の結果については、知事及び議会議長等に報告するとともに、これを公表した。また、監査結果を受けて講じた措置について、知事から報告があり、これを公表した。

3 住民監査請求に基づく監査については、令和6年度中に3件の請求があり、処理結果は、棄却2件、却下1件であった。

- 4 例月出納検査については、毎月 25 日を例日と定め、一般会計、特別会計、基金及び公営企業会計について関係者の説明を求めるとともに、証拠書類について検査を実施した。
検査の結果は、いずれも計数は正確であった。
検査の結果については、知事及び議会議長に報告した。
- 5 令和 6 年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査については、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された決算書を中心に関係諸帳簿及び証拠書類を点検照合するとともに、既の実施した定期監査及び例月出納検査の結果も考慮に入れて実施した。
その結果、一般会計、特別会計については、決算書その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。
県立病院事業会計及び流域下水道事業会計については、決算書その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。
- 6 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査については、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された健全化判断比率等が法令等に照らし算出過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを着眼点として実施した。その結果、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。
- 7 令和 6 年度内部統制評価報告書の審査は、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを着眼点として実施した。その結果、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。
- 8 令和 6 年度包括外部監査については、外部監査人により「農業振興に関連した事業に関する財務事務の執行について」をテーマに農政水産部及び交流推進部に対して監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。
監査の結果については、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。
また、監査の結果を受けて講じた措置については、知事から通知があり、これを公表した。

I 定期監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 6 年度を対象に「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」について 220 所属に対して定期監査を行った。

監査結果は次のとおりであり、指摘事項は 2 件、指導注意事項は 42 件、検討指示事項は 4 件あったほか、公表を伴わないが、内容が軽微なもので文書を交付した口頭指導事項は 111 件あった。

1 指摘事項等の件数

部 局 名	実施所属数	指摘事項		指導注意事項		検討指示事項		計(件数)	
		所属	件数	所属	件数	所属	件数		
政 策 部	16 (16)	1 (0)	1 (0)	2 (4)	4 (5)	1 (0)	1 (0)	6 (5)	
総 務 部	13 (13)	(0)	(0)	2 (0)	2 (0)	(0)	(0)	2 (0)	
危機管理総局	3 (3)	(0)	(0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	
環境森林部	9 (9)	(0)	(0)	1 (2)	1 (3)	(0)	(0)	1 (3)	
健康福祉部	20 (20)	(0)	(0)	6 (1)	8 (2)	1 (0)	1 (0)	9 (2)	
商工労働部	8 (8)	(0)	(0)	1 (2)	1 (2)	(0)	(0)	1 (2)	
交流推進部	6 (5)	(0)	(0)	3 (1)	5 (1)	(1)	(1)	5 (2)	
農政水産部	20 (20)	(0)	(0)	3 (0)	4 (0)	(0)	(0)	4 (0)	
土木部	14 (14)	(0)	(0)	2 (2)	2 (2)	(0)	(0)	2 (2)	
出 納 局	1 (1)	(0)	(0)	1 (0)	1 (0)	(0)	(0)	1 (0)	
各種委員会・議会	7 (7)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
教育委員会	55 (55)	(0)	(0)	9 (2)	11 (2)	(2)	(2)	11 (4)	
公安委員会	44 (43)	(0)	(0)	(2)	(2)	(0)	(0)	(2)	
公営企業	病院局	4 (4)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	4 (1)
	下水道	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	220 (218)	2 (0)	2 (0)	32 (17)	42 (20)	4 (3)	4 (3)	48 (23)	

(注) かつこ書は、令和 5 年度対象の件数である。

(参考)

用語の説明

1 指摘事項

指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正でないもので、法令等に違反した執行となっているもの、歳出予算の目的及び範囲に違反した執行となっているもの、著しく不経済又は非効率的執行となっているもの、事務処理に重大な過誤があるものなどをいう。

2 指導注意事項

指導注意事項は、財務に関する事務の執行等が適正でないもので、指摘事項に当たらないものをいう。ただし、内容が軽微なもので、予備調査時における事務局職員による指導で足りると認められるものを除く。

3 検討指示事項

検討指示事項は、法令の趣旨や制度の運用実態などから、事務事業を適正かつ効果的に実施するうえで、今後、検討が必要と判断されるものをいう。

2 指摘事項の内容別内訳（総括表）

（単位 件）

部 局 名	収入	支出	契約	物品・財産	その他	計
政 策 部					1	1
総 務 部						0
危 機 管 理 総 局						0
環 境 森 林 部						0
健 康 福 祉 部						0
商 工 労 働 部						0
交 流 推 進 部						0
農 政 水 産 部						0
土 木 部						0
出 納 局						0
各 種 委 員 会 ・ 議 会						0
教 育 委 員 会						0
公 安 委 員 会						0
公 営 企 業	病 院 局			1		1
	下 水 道					0
合 計	0	0	0	1	1	2

（ア）収入（証紙を含む。）

（単位 件）

調定	証紙	帳簿整理	収納	その他	計
0	0	0	0	0	0

（イ）支出

（単位 件）

予算執行	職員手当	旅費	報酬	その他	計
0	0	0	0	0	0

（ウ）契約（工事を含む。）

（単位 件）

検査・監督	契約締結	仕様書	予定価格	契約額	その他	計
0	0	0	0	0	0	0

（エ）物品・財産

（単位 件）

帳簿整理	財産管理	物品管理	その他	計
0	0	0	1	1

（オ）その他

（単位 件）

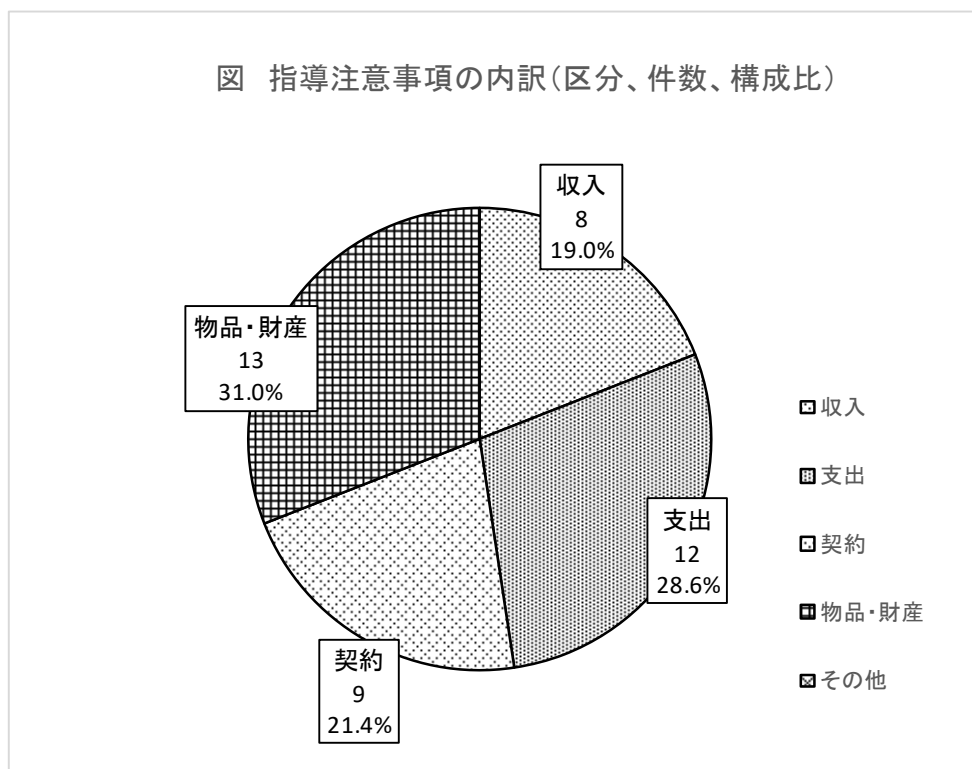
団体検査	その他	計
0	1	1

3 指導注意事項の内容別内訳（総括表）

（単位 件）

部 局 名	収入	支出	契約	物品・財産	その他	計
政 策 部		1	1	2		4
総 務 部		1	1			2
危 機 管 理 総 局				1		1
環 境 森 林 部		1				1
健 康 福 祉 部	2	3	1	2		8
商 工 労 働 部				1		1
交 流 推 進 部		2	1	2		5
農 政 水 産 部	2	1		1		4
土 木 部		1		1		2
出 納 局		1				1
各 種 委 員 会 ・ 議 会						
教 育 委 員 会	3	1	4	3		11
公 安 委 員 会						
公 営 企 業	病 院 局	1		1		2
	下 水 道					
合 計	8	12	9	13	0	42

図 指導注意事項の内訳(区分、件数、構成比)



(ア) 収入(証紙を含む。) (単位 件)

調定	証紙	帳簿整理	収納	その他	計
1	3	4	0	0	8

(イ) 支出 (単位 件)

予算執行	職員手当	旅費	報酬	その他	計
2	1	1	0	8	12

(ウ) 契約(工事を含む。) (単位 件)

検査・監督	契約締結	仕様書	予定価格	契約額	その他	計
4	3	0	2	0	0	9

(エ) 物品・財産 (単位 件)

帳簿整理	財産管理	物品管理	その他	計
5	2	6	0	13

(オ) その他 (単位 件)

団体検査	その他	計
0	0	0

4 検討指示事項の内容別内訳（総括表）

（単位 件）

部 局 名	収入	支出	契約	物品・財産	その他	計
政 策 部		1				1
総 務 部						
危 機 管 理 総 局	1					1
環 境 森 林 部						
健 康 福 祉 部	1					1
商 工 労 働 部						
交 流 推 進 部						
農 政 水 産 部						
土 木 部						
出 納 局						
各 種 委 員 会 ・ 議 会						
教 育 委 員 会						
公 安 委 員 会						
公 営 企 業				1		1
病 院 局						
下 水 道						
合 計	2	1	0	1	0	4

（ア）収入（証紙を含む。）

（単位 件）

調定	証紙	帳簿整理	収納	その他	計
0	1	1	0	0	2

（イ）支出

（単位 件）

予算執行	職員手当	旅費	報酬	その他	計
0	0	0	0	1	1

（ウ）契約（工事を含む。）

（単位 件）

検査・監督	契約締結	仕様書	予定価格	契約額	その他	計
0	0	0	0	0	0	0

（エ）物品・財産

（単位 件）

帳簿整理	財産管理	物品管理	その他	計
0	1	0	0	1

（オ）その他

（単位 件）

団体検査	その他	計
0	0	0

5 指摘事項の具体的内容(2件)

部局別・内容別	指 摘 事 項	措 置 の 状 況
政策部 その他	ア 監査資料について、委託料に関する調に合わせるために、財務会計システムのデータによるべき経理状況調を書き換えていた。また、備品に関する調を実態と合わない数字に書き換えていた。(県立ミュージアム)	ア 予備調査終了後に正しい監査資料を提出した。また、財務監査における監査資料の重要性について、職員に周知徹底した。今後は、「定期監査資料作成要領・記載要領」に基づき、適正な監査資料の作成に努める。
総務部	該当事項なし	該当事項なし
危機管理総局	該当事項なし	該当事項なし
環境森林部	該当事項なし	該当事項なし
健康福祉部	該当事項なし	該当事項なし
商工労働部	該当事項なし	該当事項なし
交流推進部	該当事項なし	該当事項なし
農政水産部	該当事項なし	該当事項なし
土木部	該当事項なし	該当事項なし
出納局	該当事項なし	該当事項なし
各種委員会・議会	該当事項なし	該当事項なし
教育委員会	該当事項なし	該当事項なし
公安委員会	該当事項なし	該当事項なし
病院局 物品・財産	ア 現金保管証明書について、小口資金整理簿との照合ができておらず、金額を誤っていた。(中央病院)	ア 現金保管証明書の作成時は、小口資金整理簿等の関係帳簿との照合を徹底するほか、関係帳簿の作成時も含め、企業出納員を含めた複数人での確認体制を敷くこととした。また、事務局が作成する例月出納検査資料に係る手順書を順次整備して正確性の確保に努めるなど、その他の事務においても、適正な業務執行を徹底する。
下水道	該当事項なし	該当事項なし

6 指導注意事項の具体的内容(42件)

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
<p>政策部</p> <p>支出</p> <p>契約</p> <p>物品・財産</p>	<p>ア 業務委託契約について、支出負担行為が7か月以上遅延しているものが1件あった。(地域活力推進課)</p> <p>ア 業務委託について、契約書を作成していないにもかかわらず、業務が一部終了しているものが1件あった。(県立ミュージアム)</p> <p>ア 出納員による物品の照合検査を行っていなかった。(県立ミュージアム)</p> <p>イ 借入品出納保管簿について、物品出納命令者の確認を受けていなかった。(県立ミュージアム)</p>	<p>ア 委託先の決定後は、速やかに執行伺を作成するよう、職員に周知徹底した。今後は、適正な処理に努める。</p> <p>ア 今後は、業務開始前の契約書作成を徹底する。</p> <p>ア 直ちに物品の照合検査を行った。今後は、出納員による物品の照合検査をするよう徹底する。</p> <p>イ 直ちに物品出納命令者の確認を受けた。今後は、物品出納命令者の確認を受けるよう徹底する。</p>
<p>総務部</p> <p>支出</p> <p>契約</p>	<p>ア 業務委託について、支出負担行為が2か月以上遅延し、かつ、委託業務検査調書を作成していないものが1件あった。(国際課(パスポートセンター))</p> <p>ア 業務委託契約において、契約書等に基づく業務実施計画書及び実績報告書が提出されていないものがあった。(総務学事課)</p>	<p>ア 業務委託の契約事務について、職員に周知した。今後は、速やかに支出負担行為を行い、契約を締結する。また、委託業務検査調書については、直ちに作成した。</p> <p>ア 直ちに業務実施計画書及び実績報告書を提出させた。受託者に対し、今後は、契約書等で定めるとおり業務実施計画書及び実績報告書を提出するよう指導した。また、提出書類ごとの提出時期を一覧化したチェックシートを作成し、常時、提出状況を確認できるようにして、提出漏れの防止対策を講じた。</p>
<p>危機管理総局</p> <p>物品・財産</p>	<p>ア 県が管理する自動車1台について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)で定める6か月法定点検を実施していなかった。(消防学校)</p>	<p>ア 7月に法定点検を実施し、車歴カードに記載した。今後は、道路運送車両法に基づく適正な事務処理を徹底する。</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
環境森林部 支出	ア 地代の執行について、執行伺書を作成していないものが散見された。(森林・林業政策課)	ア 直ちに執行伺書を作成した。今後は、年度当初に行う事務に遺漏がないよう確認を徹底し、適正な事務処理に努める。
健康福祉部 収入	ア 証紙を貼付した書類の編さんについて、表紙を付していないものがあった。(長寿社会対策課) イ 誤記入により回収していた現金領収書について、誤って他の書類とともに処分していた。(川部みどり園)	ア 直ちに表紙を付し、改めて証紙を貼付した書類が適切に編さんされているか再確認するとともに、関係職員へ周知徹底を行った。 イ 作成済みの現金領収書を回収した場合は、速やかに現金領収書綴 <small>つづり</small> にとじ込むこととし、適切な管理を徹底する。
支出	ア 支出証拠書類について、請求書の原本を保管していないものが1件あった。(生活衛生課) イ 手入力された交通費について、領収書等による金額の確認を怠り、旅費の支給額が不足しているものが1件あった。(生活衛生課) ウ 前年度指導していたにもかかわらず、超過勤務手当の支給漏れについて、追給していなかった。(子ども家庭課)	ア 証拠書類の保管を適切に行うよう職員に周知した。今後は、適切な管理を徹底する。 イ 直ちに不足分の追給処理を行った。今後は、領収書等による金額確認を徹底し、適切な処理に努める。 ウ 当該職員に直ちに手当を追給した。今後は、適正な支給を徹底する。
契約	ア フェンス改修工事について、香川県建設工事執行規則(昭和39年香川県規則第54号)等に基づいて執行したにもかかわらず、手続が適切に実施されていなかった。(子ども女性相談センター)	ア 今後は、香川県建設工事執行規則や香川県工事請負契約約款(昭和48年香川県告示第298号)等を十分に確認するとともに、工事所管課にも確認の上、適正な執行に努める。
物品・財産	ア 貸付物品について、システムへの登録、変更契約書の作成等の異動に係る手続ができていないものが散見された。また、管理状況報告書が提出されていないものがあった。(障害福祉課)	ア 直ちにシステムへの登録及び変更契約書の作成を行うとともに、貸付先から管理状況報告書の提出を受けた。今後は、物品の取得後、速やかに異動の手続きを行う。また、貸付先への周知及び確認を徹底する。

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
	<p>イ 貸付物品について、貸付契約書が作成されていないにもかかわらず貸し付けていた。また、実地調査を実施していなかった。(子ども家庭課)</p>	<p>イ 直ちに貸付契約書の作成及び実地調査を行った。今後は、適正な管理に努める。</p>
<p>商工労働部 物品・財産</p>	<p>ア 取得した備品について、備品登録をしていないものが2件あった。そのうち1件について、重要物品票を作成していなかった。(産業技術センター)</p>	<p>ア 予備調査終了後、直ちに備品登録及び重要物品票の作成を行った。今後は、備品登録及び重要物品票の作成漏れがないように複数人の担当者による確認を徹底する。</p>
<p>交流推進部</p> <p>支出</p> <p>契約</p> <p>物品・財産</p>	<p>ア 請求書について、積算内訳の算定に誤りがあるにもかかわらず、支出しているものが1件あった。(栗林公園観光事務所)</p> <p>イ 緊急を要する修繕について、積算内訳の記載がない請求書を受領し、支出しているものが1件あった。(交通政策課)</p> <p>ア 物品購入について、購入金額が50万円を超えているにもかかわらず、予定価格調書及び契約書を作成していなかった。(交流推進課(マラソン準備室))</p> <p>ア 貸付物品であるパソコンについて、不用品として廃棄処分登録をしたにもかかわらず、現物の廃棄をしていないものがあった。また、香川県情報セキュリティポリシーに基づく手続ができていなかった。(交流推進課(マラソン準備室))</p> <p>イ 借入物品について、借入品出納保管簿を作成していなかった。(交流推進課(マラソン準備室))</p>	<p>ア 今後は、請求書等の内容を十分に精査した上で、適正な執行に努める。</p> <p>イ 緊急を要する修繕についても、積算内訳のある請求書を受領するよう、職員に周知徹底した。今後は、適正な処理に努める。</p> <p>ア 50万円超の物品購入については、予定価格調書及び契約書を作成するよう、職員に周知した。今後は、適正な執行に努める。</p> <p>ア 貸付先において、廃棄処分を行う際、承認申請時に処分予定日を、廃棄処分完了時に処分日を必ず報告するよう、関係者に通知した。また、香川県情報セキュリティポリシーに基づく手続が必要な物品については、県において廃棄することを徹底するよう、併せて通知した。</p> <p>イ 直ちに借入品出納保管簿を作成した。今後は、適正な管理に努める。</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
<p>農政水産部</p> <p>収入</p> <p>支出</p> <p>物品・財産</p>	<p>ア 証紙収納に係る証拠書類について、香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）で定める編さんとなっていなかった。また、受付印を消印として使用していた。（土地改良課）</p> <p>イ 証紙収納簿について、消印の都度、所属長による検印を行っておらず、かつ、検印の無い月があった。（水産課（漁業調整室及び海区漁業調整委員会事務局））</p> <p>ア 請求書について、首標金額の頭書に¥の記号の記載がないものがあった。（土地改良課）</p> <p>ア 燃料類の購入等に係る燃料品受払簿の作成がされておらず、出納員（物品取扱員）引継書においても引継帳簿として引き継がれていなかった。（東部家畜保健衛生所）</p>	<p>ア 直ちに消印の訂正をし、証紙収納に係る証拠書類の編さんを行った。今後は、出納事務の手引等を十分に確認し、適正な事務処理に努める。</p> <p>イ 直ちに所属長による検印を行った。今後は、出納事務の手引を十分確認し、適切な処理を徹底する。</p> <p>ア 今後は、請求書を受領する際に不備がないかどうかの確認を徹底する。</p> <p>ア 直ちに燃料品受払簿を作成し、令和7年4月1日付け異動に伴い帳簿を引き継いだ。今後は、関係法令を確認の上、適正な事務処理に努める。</p>
<p>土木部</p> <p>支出</p> <p>物品・財産</p>	<p>ア 請求書について、首標金額の頭書に¥の記号の記載がないものが散見された。（道路課）</p> <p>ア 前年度指導事項に対する措置状況において、「今後は、香川県道路占用規則等に基づき、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。」と報告しているにもかかわらず、道路占用物について、道路占用許可申請書の提出がないまま、占用許可の更新をしているものが2件あった。（高松土木事務所）</p>	<p>ア 今後は、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）や出納事務の手引等を十分に確認し、適正な執行に努めるとともに、該当市町に対しても、周知する。</p> <p>ア 再発防止に向けて、香川県道路占用規則（昭和29年香川県規則第52号）等で定められた内容を十分に確認した上で、適正に処理するよう、再度、関係職員に周知した。</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
出納局 支出	<p>ア 支出命令審査について、請求金額の積算に誤りがあるにもかかわらず、支払を決定しているものが1件あった。また、請求金額の内訳が不明であるにもかかわらず、支払を決定しているものが2件あった。(出納局)</p>	<p>ア 今後は、ダブルチェックの徹底はもとより、審査プロセスの改善や、会計事務に携わる職員研修の充実など、より一層適正な会計事務の確保に努める。</p>
各種委員会・議会	該当事項なし	該当事項なし
教育委員会 収入 支出 契約	<p>ア 電子ブック化業務委託について、契約の履行遅滞に対する手続が適切になされていなかった。(義務教育課(教育情報化推進室))</p> <p>イ 特定品目の「生産品(収穫物)(処分)伝票(兼)生産品(収穫物)出納簿」について、出納員及び取扱者の押印がなかった。(農業経営高等学校)</p> <p>ウ 現金領収書について、前もって出納員の印を押印していたものがあつた。また、不用分が斜線等で無効処理されていなかった。(埋蔵文化財センター)</p> <p>ア 農業実習用品の購入について、見積書及び請求書の金額の算定に誤りがあり、支払額が過大になっているものが1件あつた。(笠田高等学校)</p> <p>ア 産業廃棄物処理業務委託について、誤った委託期間で契約していた。また、予定価格調書を見積依頼後に作成していた。(琴平高等学校)</p> <p>イ 予定価格調書が封かんされていなかった。(視覚支援学校)</p>	<p>ア 履行遅延の経緯及び遅延損害金が発生しないことを確認した。今後は、香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)、出納事務の手引などを十分確認し、適切な執行に努める。</p> <p>イ 記載事実に誤りがないことを確認の上、押印した。今後は、各担当が押印を確実にを行うことを徹底する。</p> <p>ウ 現金領収書について、現金を収納した出納員が、収納の都度、押印するよう徹底する。また、不用分は斜線等で無効処理するよう徹底し、今後は適正な事務処理に努める。</p> <p>ア 過大に支払った金額について、直ちに返納通知書を発行し、債権者より返納された。今後は、会計書類の確認を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>ア 委託期間を訂正した契約書を再度作成した。今後は予定価格調書の作成時期も含め、適正な執行に努める。</p> <p>イ 今後は、香川県会計規則、出納事務の手引、契約事務マニュアルなどを十分に確認し、適切な執行に努める。</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
物品・財産	<p>ウ 昨年度口頭指導をしたにもかかわらず、物品の賃貸借契約について、納入時検査の記載がないものが散見された。(埋蔵文化財センター)</p> <p>エ 委託業務について、完了報告書の不備や監督調書の未作成など履行確認が不十分なものがあった。(新県立体育館整備推進課)</p> <p>ア 毒劇物管理簿について、使用実績の記載漏れがあった。(観音寺第一高等学校)</p> <p>イ 備品パソコンについて、不用品として廃棄処分登録をしたにもかかわらず、現物の廃棄を確認していなかった。(生涯学習・文化財課(全国高校総合文化祭推進室))</p> <p>ウ 行政財産使用許可書について、使用料の金額を誤って交付していた。(埋蔵文化財センター)</p>	<p>ウ 物品の賃貸借契約について、納入時検査の記載を行うよう、関係職員に周知徹底する。</p> <p>エ 完了報告書の確認及び監督調書の作成について職員に十分周知し、今後は、厳正な履行確認を徹底する。</p> <p>ア 毒物及び劇物の取扱い・管理規程に則って、使用実績を厳重に管理するよう徹底した。</p> <p>イ 不用品としての廃棄処分登録を行ったものについては、現物の廃棄の確認を徹底し、適正な事務処理に努める。</p> <p>ウ 行政財産使用許可書について、正しい使用料の金額を記載したものを申請者に直ちに交付し、過払い分は返金した。今後は、使用料の金額を含めた記載内容に関し、複数職員による確認を徹底する。</p>
公安委員会	該当事項なし	該当事項なし
病院局	<p>収入 ア 預り金について、預り金整理簿を作成していないものが1件あった。(県立病院課)</p> <p>契約 ア 予定価格調書が封かんされていなかった。(県立病院課)</p>	<p>収入 ア 速やかに預り金整理簿の作成及び修正を行った。今後は預り金受入れの際の帳簿の記入について、複数人での確認を徹底する。</p> <p>契約 ア 予定価格調書の作成について、職員へ正しい手続を周知するとともに、適切な事務処理を行うよう、指導を行った。</p>
下水道	該当事項なし	該当事項なし

7 検討指示事項の具体的内容(4件)

部局別・内容別	検討指示事項	措置の状況
政策部 支出	ア さぬき映画祭実行委員会に対する支出について、支出費目、支出の根拠、概算払の時期、概算払額等を検討されたい。(文化振興課)	ア 支出の根拠となる必要な書類について、出納局と協議した。また、支払時期については、令和7年度から見直した。
総務部	該当事項なし	該当事項なし
危機管理総局 収入	ア 証紙収納に係る証拠書類について、その一部が香川県証紙条例施行規則(昭和39年香川県規則第23号)で定める編さんとなっていなかったことから、出納局と協議の上、適切な対応を検討されたい。(危機管理課(防災航空センター))	ア 出納局と協議を行い、編さん方法について、特別承認を受けた。今後は、香川県証紙条例施行規則を十分に確認し、適切な編さんに努める。
環境森林部	該当事項なし	該当事項なし
健康福祉部 収入	ア 現金領収書について、交付対象者が多数の場合に効率的な交付ができるよう、出納局と協議の上、適切な対応を検討されたい。(川部みどり園)	ア 出納員の印について、持ち出し手続をした上で、会場に持参し現金領収書交付時に押印することとした。
商工労働部	該当事項なし	該当事項なし
交流推進部	該当事項なし	該当事項なし
農政水産部	該当事項なし	該当事項なし
土木部	該当事項なし	該当事項なし
出納局	該当事項なし	該当事項なし
各種委員会・議会	該当事項なし	該当事項なし
教育委員会	該当事項なし	該当事項なし
公安委員会	該当事項なし	該当事項なし

部局別・内容別	検 討 指 示 事 項	措 置 の 状 況
病院局 物品・財産	ア 現金の取扱いについて、小口資金整理簿の様式を見直すとともに、現金の実査確認や企業出納員による検査などの具体的な取扱いを規定されたい。(県立病院課)	ア 小口資金整理簿の様式を見直すとともに、現金の実査確認や企業出納員による検査などの具体的な取扱いを規定した小口資金の管理要領を今年度中に定める。
下水道	該当事項なし	該当事項なし

II 財政援助団体等の監査

1 財政援助団体等の監査

地方自治法第199条第7項の規定により必要に応じて監査を実施することができる財政援助団体等については、所管部局の定期監査時に、当該団体等に対する所管部局の検査が適切に行われているか否かを確認するほか、適宜、監査の対象とするものを抽出して、監査を実施することとしている。

2 監査方針

監査の対象となるものが極めて多数に上るため、監査を実施する財政援助団体等は一定の基準を定めて抽出し、また、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人を重点的に監査することとしている。

3 令和6年度実施の監査（令和5年度対象）

(1) 監査実施団体（16団体）

No.	団 体 名	種 別
1	(公財) 置県百年記念香川県文化芸術振興財団	出資
2	(公財) 香川県環境保全公社	出資
3	(社福) 香川県社会福祉事業団	出資 指定管理
4	(社福) かがわ総合リハビリテーション事業団	出資 指定管理
5	(公財) かがわ産業支援財団	出資 補助 貸付 指定管理
6	(公財) 瀬戸大橋記念公園管理協会	出資 指定管理
7	瀬戸大橋高速鉄道保有(株)	出資 貸付
8	(公財) 香川県農地機構	出資 補助
9	(公社) 香川県青果物協会	出資
10	(公社) 香川県畜産協会	出資
11	(公財) 香川県水産振興基金	出資
12	(公財) 香川県建設技術センター	出資
13	(学法) 藤井学園	私学補助
14	(公社) 香川県観光協会	補助
15	(一社) 香川県青年団体育成支援協議会	指定管理
16	五栄カイリク(株)	指定管理

(2) 監査の結果と措置の状況

令和6年度に実施した財政援助団体等の監査の結果及び知事から報告のあった措置の状況は次のとおりであり、指導注意事項が1団体1件あったほか、公表を伴わないが、文書を交付した軽微な指導事項が5団体5件あった。

団体名	監査の結果		措置の状況
(公社)香川県観光協会	指導注意事項	外国旅費について、旅費の積算を誤り、旅費の支給額が過大となっているものが2件あった。	監査後、旅費の再計算を行い、該当者から返納を受けるとともに、改めて旅費制度について、職員に周知徹底を行った。 今後は、旅費制度に対する理解を職員に深めてもらうため、制度の勉強会を随時開催する。

Ⅲ 住民監査請求に基づく監査

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度中に 3 件の住民監査請求があった。2 件は請求を受理し、監査を実施した結果、1 件は請求に理由がないものとして棄却し、1 件は請求に理由がないものとして棄却（一部却下）し、これを公表した。その他の請求 1 件は、請求の要件を欠いているものとして却下した。個別外部監査契約に基づく監査はなかった。

住民監査請求に基づく監査の状況（令和 6 年度）

No.	請求内容	却下	棄却	勧告	取下
1	県議会議員の議員派遣に係る支出の返還を求める事案について（令和 6 年 4 月 12 日付け）		○		
2	令和 4 年度政務活動費の返還を怠る事実について（令和 6 年 6 月 28 日付け）	△ 一部 却下	○		
3	さぬきポレポレ農園の県との委託契約解除等の請求について（令和 6 年 9 月 2 日付け）	○			
計 3 件		1 件	2 件	—	—

棄却した住民監査請求の概要は、次のとおりである。

No. 1 県議会議員の議員派遣に係る支出の返還を求める事案について	
1	<p>請求の要旨</p> <p>本来、知事が県民を代表して訪問すれば事足りるにもかかわらず、4 名の香川県議会議員を高額の公費を支出して南米及び北米に派遣した。本件海外視察に係る派遣決定及びこれに伴う公金支出等が違法・不当であることを理由に、この支出の返還を求める措置・勧告を求める。</p>
2	<p>監査の結果</p> <p>本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。</p> <p>(1) 監査の視点</p> <p>海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣内容が本来の目的と全く関連性がない場合など、裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることとされることから、本件の海外派遣がそれに当たるか否かについて常に考慮しつつ、請求人の主張について、検討を行う。</p> <p>(2) 派遣目的の妥当性</p> <p>議長からの説明及び国際課から公表された資料に基づき検討したところ、本件訪問団の派遣目的は、ブラジル外 2 か所の海外県人会等との友好交流推進等を図るものであり、本県が推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものと考えられることから、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。</p> <p>したがって、本件派遣目的については違法又は不当なものとはいえない。</p> <p>(3) 議会における審議</p> <p>本件派遣については、「議員の海外派遣取扱要領」に基づき、令和 5 年 6 月 12 日の議会運</p>

営委員会で承認を得た後、令和5年7月10日の県議会で、議員派遣の件として派遣の目的、場所、期間、参加議員を明示のうえ議決され決定したものである。その際、植田真紀議員及び樫昭二議員から反対討論がなされた後、賛成多数で派遣決定されている以上、違法とはいえず、請求人の主張は採用できない。

(4) 派遣計画の妥当性

議長からの説明及び議長声明に基づき検討したところ、まず、ハンティントン財団庭園への訪問については、令和4年7月に南カリフォルニア香川県人会会長を介して、令和5年秋頃に本県から代表団を派遣して貰いたい旨の要請を受けている中、同地が南米の記念行事への出席の際の経由地であることから、別々の時期に訪問するのではなく、南米の記念行事に併せて訪問することが、より経費の節減に資すると判断したものであるとの議長の説明は、一定の合理性があると考えられる。

また、請求人が主張する行程については、11月11日（土）から同月18日（土）までの訪問予定先、施設の内容、行動計画等を確認したところ、いずれも、県人会会員との交流や、県人を含む日系人の歴史及び現状等についての知識の深度化、本県の情報発信や県産品の展開等に係る活動等が予定されており、単なる見物が計画されているものとは認められない。

したがって、交流が予定されていた訪問先については、それぞれ合理的な目的を有するものであり、かつ、全体としても友好交流等に資するものであると考えられることから、本件の派遣計画は派遣目的に沿ったものであり、違法又は不当なものではない。

(5) 派遣費用の妥当性

議長からの説明に基づき検討したところ、一人当たりの旅費が約162万円となったことは、ホテル選定において各国県人会の推薦を受けたホテルとした結果であると認められ、また、議員の海外派遣取扱要領制定当時と比べ、派遣当時の為替レートが概ね1.3倍になっており、それに応じて円建ての金額が高くなることを考慮すれば、派遣旅費の金額については、一定の合理性が認められる。

さらに、各団体から正式に招待状をいただいております、これらの招待に応じることは、本県が推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものと考えられることから、クラウドファンディングではなく、予算措置をしたうえで執行したことは、妥当なものであると言える。

これらのことから、今回の派遣費用については、違法又は不当なものではない。

棄却（一部却下）した住民監査請求の概要は、次のとおりである。

No.2 令和4年度政務活動費の返還を怠る事実について

1 請求の要旨

香川県知事が令和4年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、次の違法・不当な支出の返還を請求することを怠る行為は違法なので、当該支出金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。

ア 自家用車のリース料

イ 使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出

ウ 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費および研修会参加費

エ 按分されていない自家用車利用経費等

オ 支出先が黒塗りで勤務実態や親族等への支出でないかどうか不明な人件費

カ 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの

キ その他、政務活動との関連がないもの

2 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

広報費 6 件（五所野尾恭一議員 5 件、花崎光弘議員 1 件）、事務費 1 件（里石明敏議員 1 件）は、政務活動費を充てた支出から除かれたため却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

（1）監査の視点

政務活動費は、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、政務調査費として制度化され、平成 24 年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められた。

本県では平成 24 年 12 月に「香川県議会政務調査費交付条例」を「香川県議会政務活動費交付条例」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲、対象経費とその内容を定めている。

議員の職責は広範なものであり、政務活動も広範にわたるものであるから、その外縁を明確に定義することは困難であり、本県議会では、政務活動費マニュアルを作成している。

政務活動費マニュアルは、法規範性を有するものではなく、これに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると即断することはできないが、全ての会派の議員で構成された香川県議会改革検討委員会でまとめられたものであり、政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

その一方で、高松地方裁判所で係争中であった平成 25 年度分の政務活動費に関する住民訴訟において、政務活動費から各種団体会費や会合参加費を支出していたことが違法と判断され、議員に対して総額約 973 万円の返還を命じる判決があった。

また、平成 30 年 7 月から令和 2 年 3 月までの間、議員が自らの選挙区内において、祭りや地域イベントなどの会合等に参加する際、参加費を政務活動費から支出していたことが、公職選挙法違反にあたるとして告発があった件について、令和 4 年 10 月、高松地方検察庁は嫌疑不十分として不起訴処分とし、さらに昨年 1 月、高松検察審査会は、起訴議決をするには至らないとの議決を出した。

このようななか、県議会では政務活動費マニュアルの見直し方針を打ち出し、令和 4 年 2 月に「政務活動費に関する特別委員会」を設置し、見直しに向けた取組を進め、令和 5 年度分の政務活動費から適用する新たなマニュアルを令和 4 年 12 月に策定し、現在、これに基づいた運用がなされているところである。

このように、政務活動費に関しては、様々な動きがあることは承知しているが、監査委員としては、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かについては、議員が支出の際に根拠とした政務活動費交付条例や令和 4 年度まで適用されていた政務活動費マニュアル、政務活動費に関する判例等に照らし合わせて、総合的に判断することとなる。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性、自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられている。一方で、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費も公金である以上、その支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものがある場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

(2) 個々の監査対象についての判断

ア 議員 15 名の自動車リース料

5名の議員が契約書等の条文に契約期間終了後、自動車を返還するとされていることになっていた。また、2名の議員がクローズドエンド契約（契約満了に伴いリース会社が自動車を引揚げるもの）となっており、1名の議員はレンタカーであった。残る7名の議員は、オープンエンド契約（契約満了時に残価を支払って自動車を買取することができるもの）となっているか、文書での返還に関する規定等を確認することができなかつたため、議長を通じて再確認したところ、7名全員からリース期間終了後または途中で有償、無償に関わらず、所有権を取得しない旨の書面が提出されていた。こうしたことから、リース料の支出対象となっている自動車は、所有権移転しないものであり、政務活動費マニュアルに違反していないと考えられることから、当該リース料の支出は違法又は不当なものであるとはいえない。

イ 会派共同政務活動費

政務活動費は、執行機関に対する監視の機能を果たすための活動に充てられることも多いと考えられるため、その適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、執行機関等からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員が活動の具体的な目的や内容等に立ち入って用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ており、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを明示しておらず、用途制限違反が明らかにかがわれるとまではいえないことから、違法又は不当であるとまではいえない。

ウ 議員 4 名の交通費及び宿泊費

請求人は、詳しい視察や調査内容の説明がないことから、適法な政務活動費の支出とは認められないと主張するが、これらの視察等は、議員が行う調査研究に資するものであり、また、議員が行う要請又は陳情の活動に該当するものであることから、当該視察等に係る交通費及び宿泊費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

エ 議員 14 名の燃料費

当該議員全員から月毎の走行台帳が提出され、全ての走行台帳に使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2分の1は政務活動費として認められない旨を主張するが、条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

オ 議員 28 名の人件費

(ア) 政務活動補助職員の人件費

a 人件費の支出先（被雇用者）

当該議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者の名前が一致していることが確認

された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があったので、使途基準に沿ったものといえる。

b 政務活動費での負担割合を2分の1以内としている議員の支出

22名の議員に係る人件費については、政務活動費での負担割合を2分の1としている。政務活動費マニュアルによると、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めていないので、違法又は不当な支出とはいえない。

c 政務活動費での負担割合を2分の1超としている議員の支出

5名の議員に係る人件費並びに松岡里佳議員の1名分に係る人件費については、全額に政務活動費を充当している。また、樫昭二議員は上記bで述べた2名とは別に2名を雇用しているが、当該2名は秋山時貞議員にも雇用されているため、秋山時貞議員及び樫昭二議員とも2名分をそれぞれ2分の1に按分したうえで、人件費全額に政務活動費を充当している。

秋山時貞議員及び樫昭二議員については、政務活動に従事した実績に基づいて給与額を算定しているとの説明があり、このことは人件費の支出整理簿で確認できた。

また、全額を充当している議員のうち秋山時貞議員及び樫昭二議員を除く6名の議員については、雇用契約書において業務内容として政務活動の補助事務である旨が記載されており、さらに、議会事務局からも、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があった。

政務活動費の充当率の判断については、議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、業務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記されている以上、明らかに使途基準に違反しているとはいえず、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出とまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

情報公開の範囲と個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員34名の広報費

当該議員の広報誌等の提出を求め、その内容を確認したところ、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。

また、請求人は、これら広報誌等が前年度同時期には支出されていない、または前年同時期には少額の支出しかないもので、選挙直前ゆえの支出であることは明らかであり、政務活動費の支出としては不適切であり認められないとしているが、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルには、広報紙等についての作成時期や作成部数に関する基準は定められていない。

また、請求人は、議員34名のうち山本悟史議員の「リーフレット」や「事前ビラ」は明らかに選挙準備のための広報物であり、このような場合、たとえ按分していても政務活動費の支出先としては不適切であり認められないとしているが、山本悟史議員からは、県政報告のチラシと選挙用のビラの制作を同じ会社に委託していたため、選挙告示前に配布する予定であった県政報告のチラシを選挙用ビラと区別する意味で、便宜上事前ビラと呼んでいた。そのため、会社側がそのまま領収書に記載してしまったと思われるとの回答が

あった。

これについては、政務活動費マニュアルには領収書に記載する文言まで定められていない。え、山本悟史議員の広報誌の内容が政務活動費に充当していない一部を除いて全て県政報告に関するものであるため、明らかに選挙準備のための広報物であるとまではいえない。

したがって、政務活動費を全額又は一部充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

キ 議員 4 名の事務所費

a 鎌田守恭議員の事務所費

3階の1部屋を後援会と併用しており2分の1を政務活動費で充てていると説明があった。このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、また、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されており、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約していることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

b 谷久浩一議員の事務所費

地元である土庄町にも事務所があり、政務活動に使用する事務所は高松市に所在している。選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくい。また、同事務所が専ら政務活動を行うためのものであるという説明は一定の合理性があることから、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

c 西川昭吾議員の事務所費

当該事務所には政務活動補助職員が配置され、雇用契約書の就業場所と事務所所在地は一致しており、賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

d 宮本欣貞議員の事務所費

当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務だけに使用していることから全額を計上しているとの説明があり、事務所の賃貸借契約書においても、使用目的として政務活動に係る事務所として使用すると明記されている。また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという説明は一定の合理性がある。以上のことから、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 議員 3 名の名刺代

a 城本宏議員の名刺代

城本宏議員の名刺は、表面のみに記載があり、「香川県議会議員 城本宏」とあるほか、事務所の住所、連絡先、メールアドレスが記載され、政党名の記載はなく、明らかに使途基準に違反している内容は認められなかった。

また、同議員の名刺代に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されており、政務活動費マニュアルでも、事務費の消耗品費について、使用実績の把握が困難な場合は、政務活動費の負担割合を2分の1以内にとされていることから、使途基準に違反しているとはいえない。

請求人は、印刷枚数が明記されていないが、金額からすると多部数と類推され、多部

数の名刺をこの時期（1月28日）に支出しているのは、選挙に向けた活動に使われたものと考えられると主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

当該名刺代の支出については、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも、作成時期や作成部数についての基準は定められていない。

したがって、当該名刺代への政務活動費の充当は、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

b 松原哲也議員の名刺代

松原哲也議員の名刺は、表面に「香川県議会議員 松原哲也」とあり、裏面には後援会事務所、自宅及び県議会事務局（会派控室）の連絡先住所が記載され、政党名の記載はなく、明らかに使途基準に違反している内容は認められなかった。

また、同議員の名刺代に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されており、政務活動費マニュアルでも、事務費の消耗品費について、使用実績の把握が困難な場合は、政務活動費の負担割合を2分の1以内にするとされていることから、使途基準に違反しているとはいえない。

請求人は、議員が自ら経営する会社に名刺印刷代を支払っていることについて、事務所費や人件費について制限規定があるように、公正性を確保するためには物品購入等についても規定する必要があると主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

当該名刺代の支出については、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも、購入先を制限する定めはない。

したがって、当該名刺代への政務活動費の充当は、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

c 木村篤史議員の名刺代

木村篤史議員の名刺は、表面に「香川県議会議員 かがわ立憲みらい会派会長 木村篤史」とあり、住所、FAX兼用の電話番号、メールアドレス、県議会会派事務所の住所、電話番号、FAX番号が記載されるほか、裏面には草花のイラストのみであり、両面とも政党名の記載はなく、明らかに使途基準に違反している内容は認められなかった。

また、同議員の名刺代に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されており、政務活動費マニュアルでも、事務費の消耗品費について、使用実績の把握が困難な場合は、政務活動費の負担割合を2分の1以内にするとされていることから、使途基準に違反しているとはいえない。

請求人は、常識的な名刺の使用枚数をはるかに超える印刷枚数であることから、選挙準備や後援会活動のために各戸にばらまくような使い方していると推認され、たとえ按分したとしても政務活動費の使途として不適切であると主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

当該名刺代の支出については、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも、作成時期や作成部数についての基準は定められていない。

したがって、当該名刺代への政務活動費の充当は、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ケ 会場費

岡野朱里子議員からは、議会定例会、委員会での発言の主なものについての説明や、活動実績の報告、県政報告のチラシ配布、参加者からの県政に対する要望などを聞く等

を行った。また、会場費は、上記のとおりの内容で行った会ではあったが、選挙が近い時期でもあり、政務活動としての使用実績の証明が困難であることから、誤解を招かないよう按分率2分の1で充当しているとの説明があった。

請求人は、県議選前の決起集会の意味を持つ集会であることが明らかであると主張するが、内容は前述のとおりであり、県政報告会は政務活動のためのものであることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

コ 肖像撮影料・肖像データ料

里石明敏議員からは、肖像撮影料とは、自身を撮影するための料金で立姿、座姿及び屋外での姿の三形体の撮影のために掛かった費用である。また、肖像データ料とは撮影した三形体の画像から適当なものを選択、データ加工し、DVDで納品するための費用である、との説明があった。

したがって、肖像撮影料及び肖像データ料は、政務活動費マニュアルに定める広聴広報費のうちの委託費であり、政務活動のためのものであることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

サ 研修参加費

研修会は令和4年11月10日に参議院議員会館で行われた、高市早苗内閣府特命担当大臣が講師を務める「今後の日本の経済安全保障についての内閣での取組及び地方自治体の役割について」と題した地方議員向けのセミナーで、主に経済安全保障について、内閣での取組や地方自治体の役割についての講義が行われた。また、県など地方自治体を実施している海外企業を含めた企業誘致について、技術の育成やその技術流出の防止といった観点から、経済安全保障の取組を進めるべきであり、その課題を見つけるための参考となった、との説明があった。

また、領収書発行者が「山田宏よい国後援会」となっているのは、山田宏参議院議員が、東京都議や杉並区長を経て参議院議員となった経験から、地方議員の資質向上が不可欠との認識に基づいて毎年地方議員向けに時宜を得たテーマのセミナーを開催しており、その際、同後援会を便宜上セミナー開催時の事務局とするが、自身の参議院議員活動と区別するため、セミナー参加費と後援会会費とは区別していると伺っていることから、本件は同議員の後援会に対してではなく、セミナー参加費としての支出である、との説明があった。

請求人は、政治家の後援会活動に政務活動費を充てることは認められないと主張しているが、領収書発行者が後援会名となっているのは上記の理由によるものであり、実際には研修会への参加費であることから、違法又は不当な支出であるとは認められない。

3 議会に対する要望

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、現在の社会通念を踏まえながら、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

政務活動費に対しては、全国的に住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に努めることが求められており、多くの都道府県等議会では、政務活動費の支出について運用指針の改正などの見直しが行われている。

本県においては、政務活動費について、平成27年度から今回含め、これまで10回の住民監査請求があり、うち1件は住民訴訟に至った結果、議員に対して総額約973万円を返還さ

せるよう判決が出された。

このような中、県議会においては、令和4年12月に政務活動費マニュアルを改正して令和5年度分の政務活動費から適用し、本年7月からホームページで公開していることは、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に資するものである。

しかしながら、今回の令和4年度の政務活動費に係る住民監査請求の監査においても、監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、改めて次のとおり強く要望するとともに、可能なものから迅速に対応されるよう期待するものである。

1 的確な審査と政務活動費マニュアルの更なる見直し

現在、各議員は、令和4年12月に策定した政務活動費マニュアルに沿って政務活動費を支出しているが、的確な審査のために、政務活動費走行台帳など、記載例を参考にして、より具体的で分かり易く記載することが求められることから、議員はこれらを遵守されたい。

また、議長は、政務活動費の支出にあたり、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルに定める使途基準に適合した支出が行われるよう審査に万全を期すよう努められたい。

さらに、県民から疑念を抱かれることのないよう政務活動費マニュアルの更なる見直しに努められたい。

2 透明性の確保

政務活動費の透明性の確保については、前述のとおり、政務活動費マニュアルの見直しによって一定の改善が図られたところであるが、住民監査請求において違法又は不当とする理由が、依然として支出の目的や内容、支出先等が不明であるとされていること、また、政務活動費マニュアルの見直しの経緯や地方自治法及び政務活動費交付条例の関係する規定を踏まえて、その透明性の確保が図られるような運用に努めるとともに、全国的な動向についての情報収集、分析等に継続して取り組まれたい。

却下した住民監査請求の概要は、次のとおりである。

No.3 さぬきポレポレ農園の県との委託契約解除等の請求について

1 請求の要旨

香川県から「ひきこもり当事者・家族向けの交流・社会参加・体験のできる居場所事業」を受託しているさぬきポレポレ農園は、最低賃金などの労働関係法令等を遵守しておらず、契約解除事由がある。

また、県の契約に基づき、業務の完了検査に合格したかどうか不明であり、監査委員から障害福祉課に対する調査の結果、検査に合格していないという結論が出たならば、さぬきポレポレ農園に対し、委託料の返還請求をしてもらいたい。

IV 包括外部監査

1 包括外部監査制度の概要

地方自治法第252条の36第1項及び第252条の37第1項の規定により包括外部監査は、毎会計年度、知事（担当課：人事課）と外部監査人との間で契約を締結し、財務監査の範疇で特定の事件（テーマ）について外部監査人が自ら選択し監査するものである。

2 令和6年度の状況

令和6年度包括外部監査については、白川尊大外部監査人により「農業振興に関連した事業に関する財務事務の執行について」をテーマに農政水産部及び交流推進部に対して監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。

監査の結果については、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。報告書における指摘事項はなし、意見事項は29件であった。

また、監査の結果を受けて講じた措置等については、知事から通知があり、これを公表した。意見事項及び講じた措置等の内容は次のとおりである。

【意見事項】

番号	項目	内容	講じた措置等
1	業績評価のための指標の設定	<p>香川の逸品戦略的販路拡大事業は、国内外の販路拡大を実現するため、フェアや商談会の開催、企業との連携、情報の発信など多岐にわたる。</p> <p>現状、事業成果の把握は、過年度の実績値と比較して評価されている状況であり、各事業単位での目標値は定められていない。当該事業のKPIは「県産品の国内販売額」および「県産品の海外販売額」であるが、詳細な事業単位の目標値としては大局的であるため、各事業単位での取組の進捗状況が定量的に測定できていない。</p> <p>今後も継続した取組が期待されるところであり、KPI等の設定を行うことで毎年度事業の評価を適切に行い、その結果を踏まえた事業の見直し・改善を適切に実施していくことが望まれる。</p>	<p>国等の統計データにおいて、県産品販売額に関するものがない中、現在のKPIである「県産品の国内販売額」および「県産品の海外販売額」については、事業実施により支援した事業者からの収集した販売額（企業秘密ため個々の取引に関する情報は公開しないことを条件）は、費用対効果を測る上でも合理的かつ有効なものであり、今後もKPIとして設定していくことが適切であると考えている。</p> <p>今回の御意見を踏まえ、現在のKPIを補完するものとして、各事業単位で年度ごとに目標を定め、取組みの達成率を測ることとした。</p>

番号	項目	内 容	講じた措置等
2	県産品マルシェ運営事業の事業者による自主運営に向けた将来的なビジョン	<p>2011年からスタートしたさぬきマルシェ in サンポートは、県内でも人気の大規模なイベントとなっている。毎月、創意工夫された様々なテーマで香川の食をアピールしており、「かがわの食」の飲食店プロモーションの一翼を担っており、今後も継続的な開催が望まれる。</p> <p>一方で、当該事業の収支実績は、ほとんど収入がなく、発生した経費の多くが補助金で賄われている状況であり、事業者による自主運営につながるビジョンが見受けられない状況である。</p> <p>さぬきマルシェ in サンポートは、知名度の高い集客力のあるイベントであるため、例えば事業者が提出する「実施計画書」において、収入面の計画値に一定の金額要件を設けるなど、事業者が将来的に自主運営できるためのきっかけとなるような働きかけを行うことが望まれる。</p>	<p>「さぬきマルシェ in サンポート」は、県産品のPRを主眼とし、収益による運営が困難な事業であることから、県主催事業として開始し、運営ノウハウが蓄積してきたため、より一層、民間のアイデアを活かせるよう、令和元年度に補助事業に移行して開催している。補助金を定額としたことから、コロナ禍以降は、運営費の高騰に伴い、出展料や運営費の見直しを行ってきたところである。</p> <p>今回の御意見を踏まえ、令和8年度以降は、補助金の募集要領を改正し、「事業計画書」において、出展料の検証を行えるようにすることとした。</p>
3	業績評価のための指標の設定	<p>県民「かがわの食」飲食店プロモーション事業は、イベントの開催、レストラン・飲食店との連携、情報発信、新商品の開発など多岐にわたる。</p> <p>現状、事業成果の把握は、過年度の実績値と比較して評価されている状況であり、各事業単位での目標値は定められていない。当該事業のKPIは「県産品の認知度向上」であるが、詳細な事業単位の目標値としては大局的であるため、取組の進捗状況が定量的に測定できていない。</p> <p>今後も継続した取り組みが期待される場所であり、KPI等の設定を行うことで毎年度事業の評価を適切に行い、その結果を踏まえた事業の見直し・改善を適切に実施していくことが望まれる。</p>	<p>プロジェクトの目的は、県民や本県を訪れる観光客に県産食材等「かがわの食」の魅力発信を行うことにより、県産食材の認知度向上等を図るものである。国等の統計データにおいて、県産品の認知度に関するものがない中、現在のKPIである「県産品の認知度」は、唯一アウトカムを測る客観的なデータで有効なものであり、今後もKPIとして設定していくことが適切であると考えている。</p> <p>今回の御意見を踏まえ、現在のKPIを補完するものとして、各事業単位で年度ごとに目標を定め、取組みの達成率を測ることとした。</p>

番号	項目	内 容	講じた措置等
4	民間が運営するアンテナショップとの連携	<p>都内にある県産品を取り扱っているアンテナショップは、県が運営する香川・愛媛せとうち旬彩館（東京都港区）の他に、民間が運営する徳島・香川トモニ市場（東京都千代田区）も存在する。</p> <p>県や民間が運営するアンテナショップの目標は、アンテナショップの売上増加、都内での県産品のアピールという点で同一と考えられる。また、都内のアンテナショップでは、他県との競合もあり、競争を勝ち抜くためには、より多くの情報を入手し、分析し、競合よりもいち早く次の打ち手を講じる必要がある。</p> <p>この点、両者が情報共有をすることで、双方に相乗効果が生じるものと考えられるが、現状は民間との取扱商品等の情報共有以外の連携は行われていない。</p> <p>都内のアンテナショップは、集客力が高い一方、地代家賃が高額となるため、多くのアンテナショップを出店することは困難であり、現地の生の情報を入手する機会は限定されているため、同じ目標を持つ民間事業者と連携を図り、次の打ち手を講じるための情報を多く入手するような働きかけが望まれる。</p>	<p>トモニ市場の運営事業者を訪問して協議を行い、顧客のニーズや集客方法、成功事例等について、開示可能な範囲で情報の共有を行うこととした。</p>
5	都内アンテナショップの収支状況の改善	<p>香川・愛媛せとうち旬彩館（東京都港区）の収支は、継続してマイナスとなっている。香川・愛媛せとうち旬彩館は、単なる観光物産案内所ではなく、地域の多様な情報を受発信するとともに、特産品販売施設や飲食施設等を設置している店舗であり、営利を主目的としたものではないことは理解できる。しかしながら、その支出超過部分は一般財源で賄われている以上、収支を改善する努力は必要である。</p> <p>具体的には、より一層の経費削減、運営委託先から受領する諸収入のベースとなる店舗売上の増収やマージン率の見直し、スポンサーの募集など、収支状況を改善するための努力を行うことが望まれる。</p>	<p>令和6年度は、経費の削減を図りながら、SNSによる集客を行うなど、売上の向上に努めた結果、過去最高の売上額に達したことにより、各事業者からの還元金も増加したため、県費（一般財源）の負担額が減少したところである。</p> <p>今後、更なる収支改善を図るため、運営事業者との委託契約の更新時期（令和10年度）において、社会経済情勢等を考慮しながら適正なマージン等を検討することとした。</p>

番号	項目	内 容	講じた措置等
6	香川県立農業大学校と教育委員会等の連携	<p>香川県立農業大学校の目的は、新規就農者を増加させることにある。そのため、生徒は授業料や就農支援準備金の支給など、手厚く支援されている。</p> <p>しかしながら、入学者のうち毎年数名は退学しており、その理由のひとつに学校生活不適應といったものが挙げられる。農業大学校の職員は農業に関する職業教育や専門的な技術教育の専門家であるが学生指導の専門家ではないため、農業大学校の職員のみでこの課題を解消することは難しいと考えられる。</p> <p>そのため、県教育委員会など生徒指導の専門的な組織との連携を図り、退学者を減少させ、新規就農者を増加させるような取組が望まれる。</p>	<p>高校生等のカウンセリング経験が豊富な、スクールカウンセラーによる面談を、年度当初に学生全員を対象として実施した。その結果を、副校長と担当教授がスクールカウンセラーと共有し、学生への指導方法等を相談しながら対応している。</p> <p>また、令和7年度に開催している農業大学校将来ビジョン検討委員会において、学生の指導を含む教育の資質向上についても検討を行っている。</p>
7	香川県立農業大学校の在校生と卒業生の情報交換、卒業生間の情報交換の活性化	<p>香川県立農業大学校の目的は、新規就農者を増加させることにある。そのため、卒業後の進路で就農もしくは農業関連の就職を選択してもらうことが重要である。</p> <p>就農した卒業生との情報交換は、在校生が自身の就農に向けたビジョンを描く上でも貴重な機会と考えられるが、現状、卒業生との情報交換は定例化されていない。</p> <p>また、進路で就農以外を選択した卒業生が、新規就農者となることのきっかけとなり得る同窓会組織も機能していない。</p> <p>そのため、農業大学校が支持者となり、在校生と就農した卒業生との意見交換の定例化や、同窓会の活性化を促すなど、新規就農者を増加させるような取組が望まれる。</p>	<p>学生と卒業生との交流の機会を増やすため実習やインターシップの受入れ先として、卒業生を優先的に選定し、協力を依頼することとした。</p> <p>さらに、卒業生と在校生との意見交換会や卒業生による講話を授業に組み込み、定期的に交流が図られるようカリキュラムの改善を図った。また、同窓会主催による卒業生との交流会が令和7年3月に開催された。</p> <p>加えて、地域活動に積極的な卒業生が各地区の役員となるよう同窓会へ働きかけるとともに、組織の活性化に向けて役員若返りを促した。</p>

番号	項目	内 容	講じた措置等
8	補助要件の達成が事業実施年度以降となる補助金の採択審査	<p>事業実施年度の翌々年度末までの作付面積の拡大等の成果目標達成を補助要件としているが、補助金の交付は事業実施年度に行われることからすると、補助要件でもあり、かつ、政策目的である成果目標の達成可能性を慎重に検討する必要があるところ、補助金申請時に重要事項である農地借受けの可否に係る具体的な記載を求めていることは問題である。</p> <p>補助金申請時に、農地借受けの達成可能性を合理的に判断できる程度の具体的な借受予定農地等の記載をもとめた上で、採択審査を行うことが望まれる。</p>	<p>事業実施要領を改正し、実施計画書に集積（予定）農地の地番を明確に記載するとともに、最終的な集積範囲を示すように様式を改めた。</p>
9	補助金事業の目標年度経過後の成果目標未達事業者に対するモニタリング機能の徹底	<p>生産力向上農業機械等整備事業に関して、目標年度経過後に2年以上成果目標を達成していない事業者の改善計画を閲覧したところ、補助要件である成果目標が未達の状況が継続しているにもかかわらず、前年度の改善計画に記載された「改善計画及び方策」等と全く同一の文言で提出されている改善計画が複数件発見された。加えて、その「改善計画及び方策」は具体性に欠けるものであった。</p> <p>目標年度に成果目標を達成していないことは、補助要件を満たしていない状況であり、早急に対応を行う必要があるところ、各年度の報告書において具体性を欠く同一文言の改善方策等を受領していることはモニタリングが形骸化している可能性があり問題である。</p> <p>政策目標でもある成果目標を達成させることが重要であるため、改善計画の記載様式を変更するなどし、成果目標に対して未達となっている要因及び課題の認識にとどまらず、課題解決のための具体的なアクションプランの設定まで要求するとともに、成果目標を達成させるために適切なモニタリング及び指導を実施することが望まれる。</p>	<p>「事業事務の取扱い」を改正し、改善計画書に「目標達成できなかった原因及び問題点」、「目標達成に向けての取組み計画の概要」を記述する様式に改めた。</p>

番号	項目	内 容	講じた措置等
10	備品登録の遅延	<p>令和5年度定期監査資料によると、園芸総合センターで令和4年度（令和5年2月末）の修理において交換した湯沸器が備品登録漏れとなり、翌年度に入って補正された。原因は、既存機器の修繕計画が取替に変更された影響で、費目が修繕料として支出されたため備品登録の候補から漏れたことにある。備品登録については、備品購入費以外の支出も含めて検証する必要があるが、担当者の認識不足により登録漏れが発生していた。</p> <p>備品登録の漏れが生じると、財産を正確に把握できず、重複購入による県費の無駄遣いや備品の紛失・盗難・不正使用が発生しやすくなり、資産の保護が不十分になるため、備品登録の漏れが生じないように備品登録の範囲を各部門の担当者に周知していくことが望まれる。</p>	<p>令和5年4月1日付けで既に補正済みであるが、適切な備品管理について、物品取扱員を対象に留意点の周知を行った。</p>
11	改善状況報告の具体的な改善策の記載	<p>目標年度以降において成果目標が未達となっているA協議会の令和3年度から令和5年度に提出されている成果報告書を閲覧したところ、成果目標未達の状況が継続しているにもかかわらず、各年度の報告書に記載されている「改善方策」に関する記載内容が同一の文言であり、その「改善方策」は具体性に欠けるものであった。</p> <p>改善報告は、成果目標を達成していない事業者のPDCAサイクルが適切に稼働しているか否か評価するためのものであり、その評価に際して、監査委員等の第三者でもその適正性を評価できる具体性を備えている必要があることからすると、その年度の具体的な実施内容とそれを受けた具体的な改善策を報告させることが望まれる。</p>	<p>当該事業の改善報告は、令和5年度で成果目標を達成したため令和6年度に終了したものであるが、今後、同様の改善報告を実施させる際には、その年度の具体的な実施内容とそれを受けた具体的な改善策を報告させることとした。</p>

番号	項目	内 容	講じた措置等
12	印紙の貼付漏れ	<p>環境と調和した土づくり推進事業にて、全国肥料商連合会香川県部会との土壌測定診断業務委託契約書を閲覧したところ、印紙の貼付がなされていない状況であった。この点について、本県の担当者は、契約相手方の会社形態が一般社団法人であり、非営利法人に該当することから、印紙の貼付は不要と判断した、とのことであった。</p> <p>しかし、印紙税法上では、契約内容が請負契約に該当する場合、契約相手の会社形態（株式会社、合同会社、一般社団法人など）に関係なく、印紙税の課税対象となるとされている。今回の契約内容は、土壌測定の結果を「土壌測定診断実績報告書」として納品することを目的としており、これは請負契約に該当すると考えられる。そのため、当該契約書については印紙税の課税対象であり、印紙を貼付する必要があると判断される。</p> <p>本来収入印紙を貼付する必要がある、契約先へ貼付を促すことが望まれる。</p>	<p>今後、契約の際には印紙税法に従い、適切に対応していく。</p>
13	土壌測定実績が極めて少ない契約に関する今後の契約の要否	<p>環境と調和した土づくり推進事業において、全国肥料商連合会香川県部会との土壌測定診断業務委託契約について、令和5年度の利用実績がゼロであったため、契約締結開始時から令和5年までに利用実績を確認したところ極めて利用頻度が少ない状況であったが、毎年継続して契約を締結している状況であった。</p> <p>過去の実績から利用が見込めない契約については、契約締結までの事務コストが相対的に高くなる可能性があり、県の効率的な事業運営の妨げになる可能性があるため翌年度以降の契約締結の要否を検討することが望まれる。</p>	<p>令和7年度については現段階で利用が見込めないため、全国肥料商連合会香川県部会との契約を行っていない。今後、土壌測定の要望があれば、契約を結び対応することとした。</p>

番号	項目	内 容	講じた措置等
14	国費負担可能であった事業経費の一部に関する県費負担の発生	<p>国費負担が可能であった事業経費の一部が事業所間の連携不足により県費負担となった結果、本来他の事業で実施を予定していた予算を使用せざるを得なくなり、予算の効率性の観点から問題が生じている。そのため、国に提出する申請書については、提出前に再度各関係事業所への確認を実施することが望まれる。</p>	<p>国への申請手続きに係るフローを関係事業所と共有するとともに、予め申請書について国と共有することとした。</p>
15	PDCAを適切に稼働させるためのKPIの設定	<p>本県及びかがわ農産物流通消費推進協議会等は、本県産野菜のイメージアップや認知度向上、消費拡大を図ることを目的として策定している「香川県産野菜イメージ戦略」に基づき多くのプロモーションを実施しているが、目標とすべき認知度や香川県産を重視する割合等の活動指標となるKPIが設定されていない。</p> <p>施策を継続的に改善するためには、事業の有効性や効率性を把握し、PDCAサイクルを適切に稼働させるKPIを設定することが望まれる。</p>	<p>今年度「香川県産野菜イメージ戦略」を改定する予定であり、活動指標となるKPIを設定することとしている。</p>

番号	項目	内 容	講じた措置等
16	全国高校生花いけバトル開催事業のKPIの設定と今後の事業展開	<p>本県を「高校生花いけバトルの聖地」とすべく、「全国高校生花いけバトル実行委員会」に対して負担金を拠出することで、過去から継続して全7回の全国高校生花いけバトルを本県で開催している。当該事業の目的は、県産花きの魅力を全国へ情報発信することによる消費拡大及び県内花き産業の活性化並びに交流人口の拡大であり、地方大会の参加校が増加するなどしているものの、その効果目標であるKPIが設定されておらず、今後の事業展開の方向性も定まっていない。</p> <p>当大会を起爆剤として、若い世代を中心に花きへの関心を高めて新たな需要を創出し、花きの需要拡大と花き文化の振興、さらに花きの生産振興を図るためにはどうしていきべきなのか、それが本県の花きの需要拡大にどのように影響を与えるのか、イベントとして交流人口の拡大を図るために本県観光事業との連携をどのように強化すべきなのか等について、今後の事業展開や本県の関与方針等に関する中長期的計画等を策定した上で、PDCAを効果的に稼働させるためのKPIを設定することが望まれる。</p>	<p>全国高校生花いけバトル実行委員会において、今年度策定予定の次期「香川県花き振興計画」等を踏まえ、今後の開催の方向性を検討したうえで、その効果目標となるKPIを設定することとしている。</p>
17	実績実施報告書の適切な審査	<p>補助事業の実施内容や実績額の検査の基本となるべき事業実施者の記載や見積書の日付が誤っているにもかかわらず、補助事業調査調書では特に指摘することなく、事業の実施内容や実績額が交付決定の内容に適合している、と確認していることは問題である。</p>	<p>補助事業の審査に当たっては、担当はもちろん、決裁の各承認の段階でも、意見の内容も含む資料のより一層の確認をすべく改めて周知・徹底を行った。</p>

番号	項目	内 容	講じた措置等
18	農畜水産物輸出促進対策事業のKPIの設定	<p>農畜水産物輸出促進対策事業の目的は、本県の農業が持続的に発展し、地域の活性化を図るために海外需要を取り込むことにある。本県内の輸出産地の形成支援やGAP取得支援を行った「成果」は農畜産物の輸出増加であり、農畜産物の輸出額の増加をKPIに設定し、PDCAサイクルを適切に稼働させることが望まれる。</p>	<p>国等の統計データにおいて、明確な県単位での農畜産物の輸出実績に関するものがないなか、「県産品の海外販売額」における農畜産物のデータは、事業実施により支援した事業者からの収集した販売額（個々の取引情報は企業秘密により非公開を条件に事業者から収集）であり、効果を測るうえで有効と考え、KPIとして設定することとした。併せて、このKPIを補完するものとして、各事業で年度ごとに定めた目標の達成率を確認し、PDCAサイクルを稼働させることとする。</p>
19	補助事業により策定された計画の精度	<p>補助事業の内容は、①マーケット調査、②所得確保計画、③計画の実践（所得確保計画の実施）を取組内容としており、商品開発と開発された商品のテストマーケティングを実施し、開発した商品の販路開拓等の実践が行われていることは認められるが、実践の基となる所得確保計画は、販売額を11%、所得額を10%増加させる旨が記載されている程度のものであり、計画の精度は低いと言わざるを得ない。いわゆるトンネル補助金であったとしても、補助事業に含まれている以上、所得確保計画としての具体性や実現可能性を満たした計画の策定を求めるべきであった。</p>	<p>事業実施主体に過年度の販売額内訳やコスト算出根拠、令和7年度の商品開発・販売戦略に係る損益計画の提出を求め、所得確保計画の妥当性を確認することとした。</p>

番号	項目	内 容	講じた措置等
20	補助金申請時の見積合わせの見積書提出先の適切な選定	<p>間接補助事業者が行った見積合わせについて、見積りの提出事業者が、施工場所から 10km 程度離れた別市町の業者であり、かつ、全て受注者の所在地の近隣に所在する事業者であった。</p> <p>間接補助事業者の住所、施工場所から離れた特定の地域の事業者のみに見積提出依頼を行っている状況は、当初から契約の相手方が特定されているにもかかわらず、形式的に見積合わせを行ったように見せるため、受託予定事業者が近隣事業者に自らの見積金額よりも高額な見積書の提出を依頼したかのような疑念を県民に抱かせるものであり問題である。</p> <p>その実情は不明であるが、契約手続の公正さを確保するという観点からは、なぜ施工場所の近隣業者に依頼していないのか、さらに、なぜ見積提出依頼を行った業者の所在地が特定の地域に限定されているのかについて、検討を行うことが望まれる。</p>	<p>検討の結果、事業実施過程に県民から疑念を抱かれることがないように公正さの確保を徹底するため、見積合わせ（3者以上）における業者選定において、施工地域の現場事情に精通しているなど、選定の妥当性や公平性等が担保されるよう、令和6年11月に市町に対して周知した。</p>
21	中小・家族経営及び中山間地域における農業者のスマート農業技術の活用	<p>本県のデータを活用した農業を行っている経営体の割合は、2020年時点で全国順位が最下位となっており、本県としても、農業者の高齢化や減少による労働者不足、農産物価格の低迷等に加え、特殊な水利慣行、基盤整備の遅れ等により、狭小なほ場のまま農地が分散していることなどの「弱み」を認識し、地域の実情に合致し、かつ導入効果の高いスマート農業技術を速やかに実証・経営に導入することが重要としているにもかかわらず、農業者自体が導入しようとするスマート農業技術に対する支援が行われていないことは問題である。</p> <p>本県の農業の特徴である中小・家族経営及び中山間地域における農業者の実態に合致した導入効果の高いスマート農業技術の分析・検証、支援等の実施が望まれる。</p>	<p>新規事業を企画する際に関係部署との協議を行い、中小・家族経営及び中山間地域における農業者の実情にあったスマート農業技術等の導入支援ができるよう取り組む。</p>

番号	項目	内 容	講じた措置等
22	スマート農業推進事業における印刷費の支出	<p>令和5年度の決算額は、383千円であるが、そのうち319千円は、データ駆動型農業の実践体制づくり支援の結果及びその内容を取りまとめた成果冊子1,000冊の印刷製本に支出されている。</p> <p>支援結果及びその内容を取りまとめることは必要であるが、ICT等を駆使したスマート農業の推進を図る事業であることを考慮すると、印刷物の作成は必要最小限にとどめ、農業者がその情報を日常的に利用できるようスマートフォン等での閲覧が容易な公開方法とした方が、経済的かつ効果的な活用ができたものと考えられる。</p>	<p>成果物「ハウス内の環境を『見える化』して収量増加・品質向上につなげませんか」を県ホームページの農業生産流通課のページで公開している。今後の印刷物の作成は必要最小限にとどめる。</p>
23	特定家畜伝染病発生時の緊急対応に備えての事前の単価協定の締結	<p>高病原性鳥インフルエンザの感染確認時において、家畜伝染病予防法に基づき緊急対応が求められることもあり、委託契約の締結にあたっては、発生確認の都度、協定を締結した各事業者のみからの見積書を入手した上で単独随意契約としている。</p> <p>緊急対応が求められることからすると、入札や見積合わせ等を行う時間的余裕がないこと及び委託金額がある程度高額になることは理解できるところであるが、事前準備及び契約の公正さを確保する手段として、単価についても事前に発生規模等を想定した複数の単価協定等を締結しておくことが望まれる。</p>	<p>当該事業の改善部分については、主に人件費についての指摘であったことから、委託業務のうち人件費を主とする業務委託先となる業者に対し、県内最大規模及び平均規模における防疫措置予定期間を想定した2事例の仕様書により見積徴収を実施し、万が一の発生時における業務委託の参考とすることとする。</p>

番号	項目	内 容	講じた措置等
24	業績評価のための指標に対する目標の設定	<p>多面的機能支払事業では、①多面的機能支払交付金事業、②多面的機能支払推進交付金事業、③田んぼダム推進事業いずれの事業についても、当該事業に直接関係する指標は集計しているものの、当該指標に対する目標の設定がなされていない状況であった。</p> <p>取組の進捗状況を定量的に把握し、特に継続事業の場合は事業の見直しや改善を十分に行うことで効果的・効率的かつ経済的な事業の運営を果たすため、業績評価のための指標に対して目標を適切に設定することが望まれる。</p>	<p>①多面的機能支払交付金事業、②多面的機能支払推進交付金事業の指標について、多面的機能の維持・発揮活動を行う農用地面積（多面的機能支払事業と中山間地域等直接支払事業における農用地面積）としていたが、個別事業ごとの目標の設定がなされていなかったことから、個別事業ごとの目標設定を行い、積み上げたものを業績評価としての指標とする。</p> <p>③田んぼダム推進事業について、田んぼダムの年増加面積の目標を設定し、実施面積拡大に向け農業者等への周知・説明を行う。年1回、目標の達成状況を調査し、事業推進方策の改善につなげる。</p>
25	業績評価のための指標に対する目標の設定	<p>中山間地域等直接支払事業では、当該事業に直接関係する指標は集計しているものの、当該指標に対する目標の設定がなされていない状況であった。</p> <p>取組の進捗状況を定量的に把握し、特に継続事業の場合は事業の見直しや改善を十分に行うことで、効果的・効率的かつ経済的な事業の運営を果たすため、業績評価のための指標に対して目標を適切に設定することが望まれる。</p>	<p>当該事業の指標としては、多面的機能の維持・発揮活動を行う農用地面積（多面的機能支払事業と中山間地域等直接支払事業における農用地面積）としていたが、個別事業ごとの目標の設定がなされていなかったことから、個別事業ごとの目標設定を行い、積み上げたものを業績評価としての指標とする。</p>

番号	項目	内 容	講じた措置等
26	抽出検査に対してエラーが生じた場合の対応策の策定	<p>中山間地域等直接支払事業では、市町による農業生産活動等の確認（書類審査、現地確認等）を実施した後に、県による抽出検査を実施しているが、県の実施している抽出検査のサンプル抽出方針、及びサンプル対象の中から市町の検査では発見されなかったエラーが発生した場合の対応方針及びそれらの規定等の有無をヒアリングにて確認したところ、エラーが発生した場合の方針について、ルールが決められていない状況であった。</p> <p>この点、抽出業務に対するエラーが生じた場合の対応方針がルール化されていない場合、対応の遅延や一貫性の欠如、責任の所在が不明確になるなど、多くの問題が生じ、母集団の信頼性を確保することが困難になる可能性が高まるため、事前にエラーが生じた場合の対応策をルール化することが望まれる。</p> <p>なお、エラーが生じた場合の対応方針としては、エラーの原因調査及び分析（エラーが同一母集団内で発生する可能性の有無の検証）を実施し、必要に応じて市町に対して同一のエラーが生じていないか追加検証の依頼を実施すること等が考えられる。</p>	<p>エラー発生 of 未然防止に向け、チェックリストを作成し、集落協定へ周知するとともに指導を行う市町に対して活用を促進した。</p> <p>また、抽出検査におけるエラーが生じた場合の対応策については、エラーが生じた集落協定の対応を求め、抽出検査結果を取組みを行う全市町へ周知することで、取組みの改善に向けた適切な指導・助言を行うものとする。</p>
27	同一事業者による1者応札による高落札率の継続	<p>継続的に同一事業者が1者応札により高落札率で落札している。同一事業者による同一事業の高落札率による1者応札が継続していることが望ましいことではないことは明らかであるから、その要因分析を実施し、改善に努めることが望まれる。</p>	<p>離島という地域特性から、応札する業者は限定されると考えられるが、継続的に同一事業者が1者応札となっている案件については、他部局の発注見通しを踏まえた発注時期の調整を行い、解消に向け努めていく。</p>

番号	項目	内 容	講じた措置等
28	グリーン・ツーリズム事業と本県観光事業との連携	<p>グリーン・ツーリズム事業は、農村地域の振興等を通じて食料安全保障等に寄与する施策の一つであり、本県にとって重要な施策であり、特にプロモーション活動については、観光事業と連携して行う方が効率的、効果的かつ経済的であることは明らかであるにもかかわらず、両者の連携が不十分である。</p> <p>農村整備課と観光振興課及び本県観光協会が十分に連携し、「うどん県旅ネット」での農業体験・農泊等の特集ページの設置や棚田のライトアップ事業等を本県観光協会が運営するSNSでも発信する等のプロモーション事業の十分な連携の実施が望まれる。</p>	<p>グリーン・ツーリズム事業と観光事業との連携については、これまでもかがわのグリーンツーリズム（農泊）総合戦略推進会議において観光部局からの意見を反映しながら進めてきたが、事業の効果的な推進に向け、なお一層の連携強化を図り、密な情報共有を図っていく。</p> <p>情報共有を行う中で、プロモーション等で情報発信できる部分については、協力依頼を行っていく。これにより、令和6年度の実績として棚田ライトアップ（唐櫃の棚田）を観光部局のSNSを活用し情報発信を行った。</p>
29	グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数の算出方法	<p>適切な数値に基づき KPI の達成状況を判断することが、PDCA を適切に稼働させる前提であるところ、「GOLF PACK」がグリーン・ツーリズムの趣旨である「農山漁村で、農林漁業の体験やその地域の自然・文化に触れながら、地元の人々との交流を楽しむこと」に合致しているとは言い難く問題である。</p> <p>当該趣旨に合致した数値を集計した上で、KPI の達成状況を判断し、PDCA サイクルを適切に稼働させることが望まれる。</p>	<p>グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数の算出方法について、当該事業趣旨に明確に適合する数値のみを集計し、新たな KPI の設定及び進捗状況の管理を行うこととした。</p>